

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

第48回家きん疾病小委員会概要

(平成26年12月30日開催)

今月16日の宮崎県における発生事例の際に、本小委員会において確認した事項に基づき的確な防疫措置を講じることで、早期の封じ込めに努めるとともに、更なる発生とまん延防止のために以下のことに留意すること。

- ① 死亡数の増加などの異状がみられた際に、農場指導員等の指導を受けた場合でも家畜伝染病予防法第13条の2第1項の農林水産大臣が指定する症状を呈している場合は、同項の規定を厳格に運用し、管轄の家畜保健衛生所に早期の通報が徹底されるよう都道府県等を通じて十分に指導すること。

- ② 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認状況並びに宮崎県及び山口県における家きんでの発生状況をみると、全国どこの都道府県においても、本病が発生するリスクは依然として高い状態が続いている。度重なる防疫演習や講習会等の実施を通じ、発生した際の防疫措置の確認を行ってはいるものの、全ての都道府県においては、通報があった際の危機管理体制及び的確な初動対応の徹底について改めて確認すること。